

- 69) Leo A. Paquett, T. J. Barton, *ibid.*, **89**, 5480, 5481(1967); P. Wegener, *Tetrahedron Letters*, 4985(1967)  
 70) G. Schröder, J. F. Oth, *Angew. Chem.*, **79**, 458 (1967); *ibid. Ber.*, **100**, 527 (1967); J. F. M. Oth, R. Merenyj, H. Rötteler, G. Schröder, *Ber.*, **100**, 3538 (1967)

渡辺周一\*, 谷 志郎\*, 天野純二\*, 小瀬洋喜: 岐阜県の温泉 (その1)  
 岐阜県における温泉行政

**Shuichi Watanabe, Shirou Tani, Junji Amano and Youki Ose : Studies on the Spa in Gifu Prefecture (1)**  
**Administration about Spa in Gifu Prefecture.**

まえがき

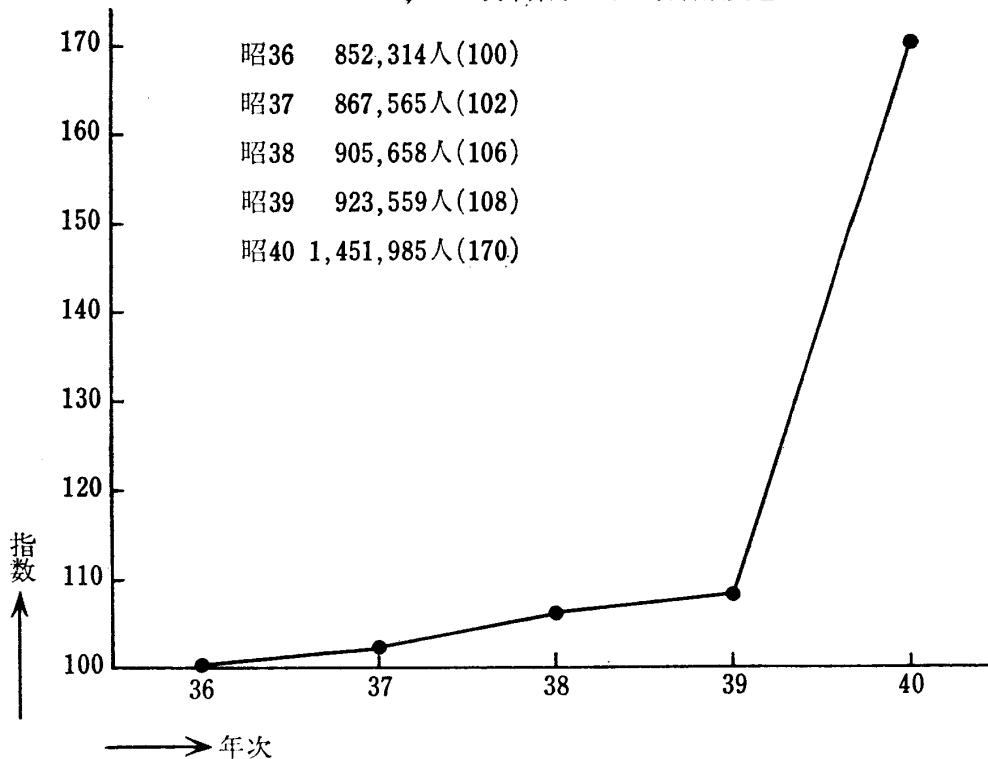
温泉は古くから医療の目的で日本人に愛用されてきたが、近年はレジャー産業としての性格も極めて強くなり、観光を目的としての温泉掘さくが各地で急速にすすめられるようになった。温泉法施行以来、岐阜県温泉審議会に申請され、また許可された温泉数の経年変化を Table 1 に、また温泉利用状況報告書から見た県下温泉での36年を100とした入湯者指数を Fig 1 に示す。

Table 1 岐阜県下における温泉の申請許可状況

年 度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
申 請 件 数	7	1	30	17	35	45	14	31	87	28	41	47
許 可 件 数	7	0	24	17	31	45	14	31	87	28	41	43

注：昭和32年度30件中1件、昭和33年度17件中6件、昭和35年度45件中4件、  
 昭和38年度87件中1件は前年度からの保留分である。

Fig 1 岐阜県下温泉入湯者数変遷



\* 岐阜県衛生部公衛衛生課

県下の温泉はこのように急激にその数を増し、入湯者も急増しつつあるが、温泉管理の面から考えると、限りある地下資源を守りながら観光産業としての温泉を発展させ、またその医学的効果を果させるとともに多数集合場所としての公衆衛生上の管理をすすめなければならない。

この目的を果すために、我々は岐阜県下における温泉について、温泉法に基づく管理を実施するとともに、関連する諸点について調査研究をすすめて来た。本報では岐阜県における温泉行政について検討するとともに、岐阜県下最大の温泉地である下呂温泉についての調査研究ならびに考察を行なったので第一報として報告する。

次報以下では、県下各温泉地域についての調査研究についてのべる予定である。

### I. 温泉行政の歴史

温泉に関しては、戦前には帝国憲法第9条の警察命令大権に基づく地方長官の取締命令によって行なわれており、岐阜県においても昭和6年6月に公布された県令第32号「温泉地及び鉱泉地掘さく取締規則」によって警察行政の一環として実施されていた。この県令公布以前には、温泉に関する法令は全くなく、ただ各地の慣習と民法物権編の僅か2、3の規定に委ねられていたにすぎなかった。

温泉の管理取締に当たったのは、警察部衛生課で専任担当者はいなかった。この県令は静岡県令、熊本県令、鹿児島県令、秋田県令などの温泉県のものとほぼその大綱を同じくしており、また公布年月日も近いので、中央よりの規範のもとに作られたのではないかと推定される。

#### 〔参考〕

##### 岐阜県温泉地鉱泉地掘さく取締規則

第1条 本令は左の温泉地及び鉱泉地に之を適用する、

###### 1 温泉地

益田郡下呂町、同郡川西村大字西上田（現在の萩原町西上田）

吉城郡上宝村大字平湯及び同神坂字蒲田

###### 2 鉱泉地

益田郡小坂町大字落合及び大字湯屋

可児郡上之郷村大字次月（現在の御嵩町鬼岩温泉）

土岐郡釜戸村字宿（現在の瑞浪市釜戸温泉）

第2条 本令に於て温泉と称するは、攝氏25度以上の湧水を謂ひ鉱泉と称するは、温泉に非ざる湧水にして療養上効果ありと認めらるる成分を含有する水を謂ふ。

第3条 温泉地、又は鉱泉地内に於て温泉又は鉱泉の湧出を目的として、掘さくを為さむとする者は、左の各号を具し、知事に出願許可を受くべし。

1 住所職業氏名及び生年月日（法人に在りては其の名称及び事務所々在地並代表者の住所氏名生年月日及び定款写）

2 掘さくの場所面積及び目的

3 掘さくに使用する機械器具の名称掘さくの方法及び其の深度

4 掘さくの場所より一糠以内の状況を見るに足るべき図面（縮尺千分の一とし既存の温泉又は鉱泉の湧出口との距離を記入すること。）

5 前号地域内既存の温泉又は鉱泉の名称及び所有者又は管理者の住所氏名

6 官有地なるときは其の占有者は使用許可書写

7 土地権利者の承諾書写

8 土地台帳謄本

9 着手及び竣工の期日

現に温泉又は鉱泉の湧出する箇所より 500 米以内の地域に於ては温泉又は鉱泉を湧出せしむる目的を以て掘さくを為すことを得ず

第4条 前条に依り許可を得て掘さくせし者と雖其の掘さくに依り既存の温泉又は鉱泉の湧出量に障害を生ぜしめたるときは、其の許可を取消し之を埋没せしむることあるべし。

第5条 温泉又は鉱泉の掘さくを終りたるときは、1 分時の湧出量温泉深長口径等を詳記し 7 日以内に知事に届出づべし。

第6条 温泉地又は鉱泉地内に於て第3条所定以外の目的を以て掘さく中、温泉又は鉱泉湧出したるときは、其の工事を停止し直に其の旨知事に届出づべし。

前項の温泉又は鉱泉は第3条第1項に準じ知事に出願其の許可を受くるに非ざれば、之を使用存置することを得ず。但し其の地域第3条第2項の地域に該るときは直に之を埋没することを要す。

第7条 温泉又は鉱泉の所有者に異動を生じたるときは、新旧所有者双方連署の上 7 日以内に知事に届出づべし。相続の場合は相続人より届出づべし。

第8条 本令に依り知事に提出すべき書類は所轄警察署を経由すべし。

第9条 第3条第5条第7条及び附則第2項の規定に違反したる者は拘留又は科料に処す。

第10条 本令に依る罰則は罰せられるべきもの未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に法人なるときは其の代表者に之を適用す。

附 則 本令は公布の日より之を施行す。

本令施行の際現に温泉又は鉱泉を所有する者及び掘さく中の者は本令施行の日より 30 日以内に第3条第1項及び第5条に準じ知事に出願許可を受くべし。

戦後、新に「温泉法」(昭和 23 年 7 月 10 日、法律第125号)が制定された。この法律では、全国に 61ヶ所の温泉分析機関を指定したが、岐阜県下では、岐阜県衛生研究所と岐阜薬学専門学校(現岐阜薬科大学)の 2ヶ所が指定された。この法律は、各県令の規定をほぼそのまま準用しており、最も大きな改正点は、従来「温泉と称するは、攝氏 25 度以上の湧水を謂ひ、鉱泉と称するは、温泉に非ざる湧水にして療養上効果ありと認めらるる成分を含有する水を謂ふ。」と規定されていたものを、「温泉とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く)で別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。」と温泉と鉱泉の区別を廃したところにある。また温泉の掘さく、増掘、動力装置等の許可は、従来温泉採取者相互間における紛争をおこす最も大きな誘因であり、また国が温泉源を保護してゆく上からも極めて慎重に処理すべき事項であり、一方温泉の利用の適正を図るために、衆知に基く最良の方策を探る必要があるため、都道府県知事の諮問機関として温泉審議会が設置されることになり、本県においては、昭和 25 年 11 月 25 日に設置された。温泉審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については岐阜県の条例で次のとおり定められている。

## 1. 組 織

イ. 審議会は知事の監督に属する。

- ロ. 審議会は委員15人以内で組織する。
  - ハ. 審議会に会長を置き、会長は委員が互選する。又会長に事故あるときは委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。
- ニ. 審議会に書記若干名を置く。
2. 所掌事務
- イ. 法第3条第1項による掘さくの許可又は不許可、第8条による増掘又は動力装置の許可又は不許可、第6条による掘さく、増掘又は動力装置の許可の取消又は必要な措置命令及び第9条による採取制限命令の知事の諮問に対して答申すること。
  - ロ. 温泉に関する事務を処理するため必要があるときは、県は審議会にその意見を求めることができる。
  - ハ. 審議会は県に対し温泉に関する重要事項について意見を述べることができる。

3. 委員その他の職員

- イ. 委員は関係行政の職員、温泉に関する事業に従事する者及び学識経験がある者のうちから、知事が任命する。
- ロ. 会長は会務を総理する。
- ハ. 書記は知事が当該吏員のうちから任命し、庶務に従事する。

岐阜県温泉審議会は昭和25年に設置されてから、昭和31年までは、年に数件程度の温泉掘さく、増掘、動力装置の審議のみで、温泉保護上特別重要な審議内容のものは殆んどなかった様である。

しかしながら昭和32年以降下呂温泉を中心として申請件数の増加にともない新規掘さくによる既存泉源への影響度など温泉地の調査研究が必要となってきたが、これを直ちに究明することは困難であることから、審議会としては暫定的に取決事項を決めることとして、昭和33年より下呂温泉では50メートルの距離制限が定められ、次いで昭和35年には、下呂温泉は100メートル、平湯温泉は50メートルと、その距離制限と区域が広げられ、更に下呂温泉における増掘、交換掘の制限、また掘さくの深度、口径などの制限等々とその取扱いを決め、同時に下呂温泉の総合的調査を開始した。その概要は本報の「(その2) 下呂温泉」で述べる。

こうして温泉法公布以来19年の才月を経たが、情勢の変化とともに温泉行政も大きく変遷して来た。そして現行制度による温泉行政では実情にあわなくなった点が指摘されるようになり、現在では法の改正を希望する声が関係各方面から起っている。

## 2. 温泉行政の問題点

現行温泉法につき検討、改正を要望されている問題点は、次のようである。

### イ. 温泉保護の観念の問題

温泉法第1条には、「この法律は、温泉を保護しその利用の適正をはかり、公共の福祉の増進に寄与することをもって目的とする」と本法の目的の一つが温泉保護にあることを明記している。

温泉を保護しなければならない積極的な理由は温泉資源の非無尽蔵性である、温泉の湧出量が無尽蔵であるかの如く考えている人も少なくないが、無理からぬことといえよう。温泉の利用開発は古く何百年何千年と云う歴史を有するものもある。その間に湯量の減少を示したものもあったが、一向に減少を示さぬものもあり、なかには却て增量している源泉もあるからである。然るにこの無尽蔵湧出と云う考え方、温泉の成因等から考えると大変危険なものである。今日温泉の成因には、岩漿水説および循環水説の二つを中心とし、それに幾つかの成因説が加

えられているが、一般には岩漿水と循環水との混合物とするのが定説である。これに従えば地上に湧出する温泉水は地下で生成された温泉水の一部分であるから或る地域（温泉湧出可能地域）に湧出する温泉水量は単位時間的には或る限度が存在すると考えるべきである。このようにして温泉法には温泉保護を目的として掲げながら、法の施行に当っては明確を欠く点が少くない。

#### ロ. 温泉の枯渇現象の問題

温泉の枯渇現象とは地震などに基づく地殻構造の急変によって湧出量の減少、停止に至るような自然現象のみではなく、温泉の人為的採取量が増加し温泉資源の需給関係を不均衡ならしめる結果、泉温低下、泉質の変化、湧出量の下降等の現象が現われ、遂には温泉の採取が不能になる現象を云っている。この現象の人為的発生源は、温泉利用者の増加に伴なう温泉利用施設の増設を遠因とし、新規掘さく数の増加、動力装置の増強、動力装置による汲み揚げ量の増加および増掘の増加等が近因としてあげられる。

勿論これらの掘さくや動力揚湯が当該温泉の湧出量の域を超過しない範囲で行なわれている間は問題は発生しないが、温泉地での掘さくは、ややもすれば無計画な乱掘となり易く、また動力装置の揚湯能力が湧出量の数倍の揚湯能力をもって設置されているのが現状であり、枯渇は進みつつある。本県においてもその掘さく、動力の現状からみて対策が必要であるが現行温泉法ではそれを防止する規制が明確でない。

#### ハ. 温泉の需要供給関係の問題

温泉水の需要関係を量に換算してみた場合について益子は、次の関係を考えられると述べている。<sup>1)</sup>

$$\text{湧出量} > \text{利用量} \cdots \cdots \cdots \quad ①$$

$$\text{湧出量} = \text{利用量} \cdots \cdots \cdots \quad ②$$

$$\text{湧出量} < \text{利用量} \cdots \cdots \cdots \quad ③$$

①の地域は今後利用開発の余力がある地域である。

②の地域は現在需給関係が均衡を保っているので、現状維持に努力すべき地域である。

③の地域はすでに利用量が湧出量をオーバーしているので特に注意を要する地域である。

湧出量と利用量との関係が3者のどれにあるかを検討するには、日頃から温泉湧出量や利用施設の状況を適確に把握していることが必要であるが、それとともに温泉の変動や成分の変化に充分意を用い、これらを記録し常にその変動の実態を理解しておく必要がある。現行温泉法では需給関係についての規定が明確でない。

#### ニ. 温泉の合理的採取の問題

貴重な資源を有效地に利用するためには、乱掘をさけて利用計画にマッチした掘さく計画を樹立するとともに、過剰能力の動力設置をさけるなどその採取方法についても合理化をはからねばならない。これによって需給の不均衡は正ないしは、利用の適正化が期待され温泉の保護に大いに貢献することが出来るのである。たとえば温泉掘さく工事完了後、湧出をみながら設置して何等利用されていないものがあるが、この様なことこそ温泉資源保護の見地から考えねばならない問題なのである。温泉法にはこの点についての規定が明確でない。また最近のように急激な利用者の増加に対処するため、新しい採取方法および経済性についても検討し有効性の認められるものについては、積極的に改善する必要があろう。

#### ホ. 温泉の権利の問題

温泉の権利については、現在特別の規定があるわけではなく、地下水の一種として土地所有者がその所有地に湧出する温泉について、自由に採取し、処分のできるものと認められており、温泉発見者の権利は認められていない。

のが現状である。そのため掘さくないしは、利用を当該権利者の任意な権利行使に設置しておくと、多くの乱掘、乱用が行なわれ、その程度如何によっては、既存温泉の温泉、湧出量、成分等に悪影響を及ぼすばかりでなく、其倒れとなって、温泉を基盤とする生活が破かいされ、温泉を利用しようとする人々の利益が奪われるに至ることは当然考えられることである。

以上現行法のもつ問題点について指摘してきたが、現存する温泉を維持し、また新しく温泉を開発することによって永い将来にわたりその恩恵に浴するためには温泉に關係を有する多くの人々が今後より一層温泉に対する正しい理解と認識を持つことが大切である。

岐阜県においては、温泉保護の見地から昭和35年来岐阜県温泉審議会取決事項として以上の諸点に関連し種々の規制を行なっている。

#### 〔参考〕

##### 岐阜県温泉審議会取決事項

1. 距離制限について（昭和35年3月開催の昭和34年度第2回温泉審議会で決定。——昭和33年来下呂地区においては、50メートルの距離制限の申合せ事項があったのを100メートルの距離制限に決定。——昭和37年4月開催の昭和37年度第1回温泉審議会で下呂町東上田、萩原町西上田を下呂地区に追加決定。昭和39年2月開催の昭和38年度第3回温泉審議会で下呂少ヶ野、小川を下呂地区に追加決定。昭和41年7月開催の昭和41年度第3回温泉審議会で従来の100メートルを200メートルに変更決定。）

下呂地区＝益田郡下呂町湯之島、森、東上田、少ヶ野、小川地区及び益田郡萩原町西上田地区：200メートル  
平湯地区＝吉城郡上宝村平湯地区：50メートル

2. 口径及び深度について（昭和35年10月開催の昭和35年度第2回温泉審議会で決定。）

下呂地区＝口径150ミリメートル以下深度300メートル以内

3. 交換掘の取扱いについて（昭和41年5月開催の昭和41年度第2回温泉審議会で変更決定。）

現存する温泉（工事掘さく中のものを含む。）を廃止し、その交換として、元泉源（または当初の掘さく地点）を中心として半径3メートルの円圏内に掘さく地点を求め、新たに掘さくする場合で、次の条件のものに限る。なお、その掘さく深度は従来の深度までとし、その口径については150ミリメートルまでとする。

(1) ピットを落し込んだとき。

(2) 工事掘さく中に崩壊したとき。

(3) その他特別の事由があるとき。

4. 増掘の深度制限の取扱いについて（昭和38年4月開催の昭和38年度第1回温泉審議会で決定。）

(1) 下呂地区における増掘の深度は300メートルを限度とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(2) 最寄泉源の深度が300メートル以内である場合の増掘の深度は、ひとまず最寄泉源の深限までとする。

#### 3. 岐阜県下の温泉の概況

岐阜県下の温泉につきその利用状況一覧を Table 2 に示す。

Table 2 岐阜県下温泉利用状況

(昭和41年3月末現在)

市町村名	温泉地名	源泉総数 (A)+(B)	枯竭源泉数 (A)	利用源泉 自噴動力	温°C	ゆう出 量 1/分	宿泊施設数	収客定員	年間延宿泊利用人員	公衆浴場施設数	泉質	備考
岐阜市	長良小山田鉱泉	1	0	0	14	10	0	0	0	0	単純炭酸鉄泉	未利用
"	三田洞鉱泉	1	0	0	15	750	0	0	0	0	単純炭酸鉄泉	未利用
大垣市	長松鉱泉	1	0	1	0	16.9	69	0	0	0	単純炭酸鉄泉	未利用
養老町	養老鉱泉	1	0	1	0	15	38	0	0	0	泉質名ナシ	未利用
関市	日日温泉	1	0	1	0	11.6	6	0	0	0	単純炭酸鉄泉	未利用
"	小瀬温泉	1	0	1	0	23.8	3.5	0	0	0	単純炭酸鉄泉	未利用
八幡町	郡上温泉	1	0	0	1	15	75	9	184	45,000	放射能泉	
大和村	大和温泉	1	0	0	1	11	6	1	11	560	泉質名ナシ	
白鳥町	石徹白温泉	1	0	0	1	10	1.4	1	11	0	単純炭酸泉	休業中
東白川村	越原温泉	1	0	1	0	17	100	3	70	11,000	単純硫化水素泉	
白川町	白川温泉	1	0	0	1	16	450	5	250	27,000	単純硫化水素泉	
八百津町	木曽川観光温泉	1	0	1	0	14	1.6	1	40	1,580	泉質名ナシ	
御嵩町	鬼岩温泉	1	0	1	0	16	7.2	1	35	1,750	放射能泉	
可児町	広見温泉	3	0	0	3	13	70	2	90	675	単純炭酸鉄泉	
美濃加茂市	伊深温泉	1	0	1	0	14	7.8	0	0	0	単純硫黄泉	未利用
坂祝村	取組温泉	1	0	1	0	17.5	2	0	0	0	泉質名ナシ	未利用
多治見市	甘原鉱泉	1	0	1	0	14.9	1	0	0	0	泉質名ナシ	未利用
瑞浪市	稻荷温泉	1	0	0	1	20.5	180	1	21	216	放射能泉	
"	釜戸温泉	2	0	0	2	20	610	2	47	1689	放射能泉	
"	白狐温泉	1	0	0	1	25	270	4	70	2947	放射能泉	
"	瑞浪温泉	1	0	0	1	18	26	1	24	1149	放射能泉	
"	新白狐温泉	2	0	1	1	19	1000	1	19	627	放射能泉	
"	明世鉄泉	2	0	2	0	15.8	130	1	16	0	放射能泉	
"	桜堂鉄泉	1	0	1	0	22.6	50	1	10	109	含食塩放射能泉	
"	瑞浪高原1号	1	0	1	0	19.5	14	0	0	0	放射能泉	未利用
"	中京ホテルセルフサービス	2	0	2	0	17.6	36	0	0	0	放射能泉	未利用
"	広池学園	1	0	1	0	18.5	30	0	0	0	放射能泉	未利用
"	瑞浪市所有	1	0	1	0	21	25	0	0	0	放射能泉	未利用
土岐市	神明温泉	1	0	1	0	15	15	1	13	1505	放射能泉	
"	山神温泉	1	0	1	0	22	49	1	47	1905	放射能泉	
"	曾木温泉	2	1	1	0	29.2	37	1	15	730	放射能泉	
"	柿野温泉	1	0	0	1	21.5	250	5	112	6,322	放射能泉	

市町村名	温 泉 地 名	源泉総数(A)+(B)	枯渇源泉数(A)	利用源泉数(B) 自噴動力	温 度 °C	ゆう出量 1/分	宿泊施設数	収客定員	年間延宿泊利用人員	公衆浴場施設数	泉 質	備 考
土岐市	土岐市所有	2	0	2 0	16.9 ~18	42	0	0	0	0	放射能泉	未利用
中津川市	一岳 鉱 泉	12	0	11 1	11.8 ~20.6	182.1	2	104	17,200	0	放射能泉	
恵那市	宇呂星 鉱 泉	8	0	4 4	9~ 25	210.6	7	450	142. 105	0	放射能泉	
坂下町	惠那峡 鉱 泉	1	0	1 0	20	3	0	0	0	0	泉質名ナシ	未利用
川上村	上野 鉱 泉	9	0	9 0	11.3 ~13	512.5	1	58	1970	0	放射能泉	
加子母村	夕森 鉱 泉	1	0	1 0	10.5	0.8	1	27	3,520	0	泉質名ナシ	
付知町	渡合 鉱 泉	2	0	2 0	19	2.4	1	19	2,750	0	放射能泉	
栗本町	付知 鉱 泉	5	0	5 0	7~12	15.1	2	36	4,700	0	放射能泉	
蛭川村	若山 鉱 泉	6	0	5 1	11.8	41.5	1	32	11,010	0	放射能泉	
岩村町	紅蛭川 鉱 泉	1	0	1 0	15.2	28	0	0	0	0	放射能泉	未利用
明智町	平井戸 鉱 泉	1	0	1 0	20	6.9	0	0	0	0	放射能泉	未利用
上矢作町	明智 鉱 泉	1	0	1 0	10.8	12	0	0	0	0	放射能泉	未利用
下呂町	上矢作 鉱 泉	1	0	1 0	26~ 78.5	8.35 2.6	62	3,224	979. 292	4	单纯泉	
"	下呂温泉	47	14	2 31	26~ 78.5	8.35 2.6	62	3,224	979. 292	4	单纯硫黄泉	
"	乗政温泉	2	0	2 0	12	15.3	2	40	2,920	0	单纯硫化水素	
小坂町	下島温泉	6	0	4 2	11~14	451.6	3	58	5,974	0	单纯炭酸泉	
"	湯屋温泉	7	1	6 0	12~13	208	6	125	10,716	0	含碳酸食塩—重曹泉	
"	濁河温泉	4	0	4 0	47.3~ 54.9	180	6	120	15,503	0	含土類—芒硝泉	
金山町	濁河温泉	1	0	1 0	11	0.9	1	15	440	0	含土類石膏重曹泉	
高山市	金山温泉	2	0	2 0	18.5~ 21	177	1	23	6,110	0	单纯炭酸鉄泉	
"	飛騨高山温泉	1	0	1 0	14	72	1	80	3,712	0	单纯炭酸鉄泉	
"	高山温泉	1	0	1 0	14	75	1	80	7,200	0	单纯炭酸鉄泉	
"	北山温泉	1	0	1 0	14	35	1	0	0	0	单纯炭酸泉	未利用
"	泉ヶ平温泉	1	0	1 0	6	35	1	0	0	0	单纯炭酸泉	未利用
"	滝町温泉	1	0	1 0	9.2	4	0	0	0	0	单纯炭酸泉	未利用
白川村	萩町温泉	1	0	1 0	12	1	0	0	0	0	泉質名ナシ	未利用
丹生川村	駄吉鉱泉	1	0	1 0	12	1	0	0	0	0	泉質名ナシ	未利用
"	坊方鉱泉	1	0	1 0	16.1	5	0	0	0	0	泉質名ナシ	未利用
"	乗鞍鉱泉	2	0	2 0	7.7~ 9.6	61	1	23	30	0	单纯炭酸泉	
朝日村	乘鞍鉱泉	1	0	1 0	8	20	2	160	3,775	0	单纯炭酸鉄泉	
"	秋神温泉	1	0	1 0	8	2	0	0	0	0	含炭酸土類—重曹泉	未利用
高根村	静屋鉱泉	1	0	1 0	35	350	0	0	0	0	含炭酸土類重曹泉	未利用
古川町	塩沢鉱泉	1	0	1 0	17.5	270	1	20	510	1	单纯炭酸鉄泉	
神岡町	古川鉱泉	1	0	1 0	19	5	0	0	0	0	泉質名ナシ	未利用
"	御堂野鉱泉	1	0	1 0	16	4	1	23	1,211	0	泉質名ナシ	
"	和佐保鉱泉	1	0	1 0	16	4	1	23	1,211	0	泉質名ナシ	

市町村名	温泉地名	源泉総数(A)+(B)	枯竭泉数(A)	利用源泉数(B) 自噴動力	温度°C	涌出量1/分	宿泊施設数	収容定員	年間延宿泊利用人員	公衆浴場施設数	泉質	備考
上宝村	宝温泉	1	0	1 0	43	1400	1	98	2102	0	単純温泉	穂高温泉から引湯
"	檜見温泉	1	0	0 1	60	20	1	20	3310	0	単純温泉	
"	中尾温泉	2	0	2 0	35~61	162	3	87	406	0	単純硫化水素泉	
"	穂高温泉	4	0	4 0	48~94	1400	1	38	0	0	単純温泉 単純硫化水素泉	
"	柄尾温泉	0	0	0 0	0	0	4	120	617	0	—	
"	一重ヶ根温泉	14	3	10 1	18~97	1910	16	285	5756	0	単純炭酸泉 含食塩—重曹泉	
"	平湯温泉	75	3	69 3	29~97	4861	26	1317	83421	1	含食塩—重曹泉 含土類食塩—重曹泉	
"	新穂高温泉	5	0	2 3	51~95	740	4	266	17026	0	含重曹—食塩泉 単純泉, 硫化水素泉	
"	蒲田温泉	3	1	1 1	97	490	6	299	10935	0	単純硫化水素泉 単純温泉	
計	78温泉地	277	23	190 64	92~97	26.602 .3	209	8,362	1,451. 985	7		

利用状況につき都市別にまとめると Table 3 のようである。

Table 3 岐阜県下都市別温泉利用状況

郡市名	泉源数	利用泉源	未利用泉源
岐阜市	2	0	2
大垣市	1	0	1
高山市	6	4	2
多治見市	1	0	1
関川市	2	0	2
中津川市	12	2	10
瑞浪市	15	7	8
恵那市	8	4	4
美濃加茂市	1	0	1
土岐市	7	4	3
養老郡	1	0	1
郡上郡	3	2	1
加茂郡	4	3	1
可児郡	4	4	0
恵那郡	27	6	21
益田郡	67	48	19
大野郡	8	2	6
吉城郡	108	55	53
計	277	141	136

泉温別に示すと Table 4 のようである。

Table 4 岐阜県下泉温別泉源数

種 別	冷 泉 (25°C 未満)	微温泉(25°~34°C)	温 泉(35°~42°C)	高温泉 (42°C 以上)
泉 源 数	117	5	24	108

表のように本県においては、冷泉と高温泉が大半をしめる。

泉質別に示すと Table 5 のようである。

Table 5 岐阜県下泉質別泉源数

単純泉	硫黄泉	重曹泉	放射能泉	芒硝泉	単純炭酸泉	鉄 泉	含 重 曹 食 塩 泉	そ の 他 (泉質名ナシ)	泉質 不明 泉数 (未分析泉)	計
21	41	20	68	2	13	15	2	13	59	254

表のように本県においては放射能泉が最も多く硫黄泉、単純重曹泉がこれに続いている。

なお、温泉の調査研究の一つとして医療的な面、すなわち温泉の医学的調査研究も実施しなければならぬ問題である、近時温泉の保健的利用がうとんぜられ、ややもすれば温泉地が享楽化する傾向にあるが、この様な観光的利用のみにとどまらず平行して保健的利用の推進を図るのも必要であろう。

## 文 献

- 1) 中央温泉研究所、日本温泉協会、温泉工学会：“温泉経営管理研修会テキスト”(第3回—1963, 第4回—1964, 第5回—1965)

渡辺周一\*, 谷 志郎\*, 天野純二\*, 小瀬洋喜: 岐阜県の温泉 (その 2) 下呂温泉

**Shuichi Watanabe, Shirou Tani, Junji Amano and Youki Ose : Studies on the Spa  
in Gifu Prefecture (2)  
Gero-Spa.**

## まえがき

下呂温泉の所在地下呂は延喜式所載の下呂駅の旧跡で、下呂は下留の音読から来たと田中大秀は考証している。下呂温泉は岐阜県最大の温泉地として、表に中山七里の絶勝を繰り上げ、背景には日本アルプスの秀峰を飾って、その天景の山水美を誇っている。昔は湯之島温泉と称していたが、僧萬里の温湯聯句序に「本邦六十余州、毎州有靈湯、其最者下野之草津、津陽之有馬、飛州之湯島三処也」と記されており、また江戸の文豪林羅山も西南行日録(元和7辛酉)に「我国諸州多有温泉、其最著者攝津之有馬、下野之草津、飛驒之湯島是三処也」と書き、

\* 岐阜県衛生部公衆衛生課